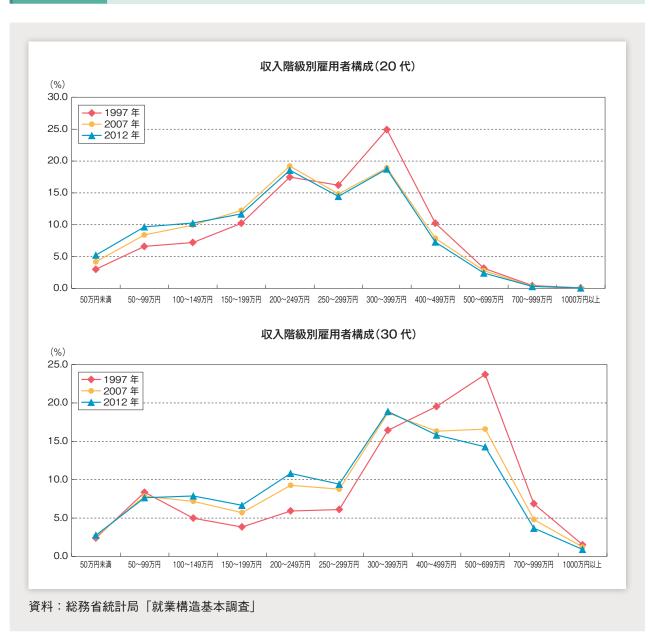
## (若い世代などの所得の伸び悩み)

子育て世代の所得分布をみると、20代では、1997(平成9)年には年収が300万円台の雇用者の割合が突出して最も多く、2012(平成24)年でも最も多いが、200万円台前半の雇用者とほぼ同じ割合となっている。また、30代では、1997年には年収が500~699万円の雇用者の割合が最も多かったが、2012年には300万円台の雇用者が最も多くなっている。

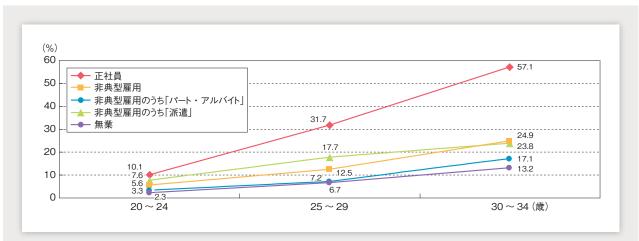
## 第1-1-9図 子育て世代の所得分布



# (就労形態などによる家族形成状況の違い)

非典型雇用者の有配偶率は低く、30~34歳の男性においては、非典型雇用の人の有配偶率は正社員の人の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なっていることがうかがえる。

# 第1-1-10図 就労形態別配偶者のいる割合(男性)



資料:労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)

注: 就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義(下記) による。

・非典型雇用

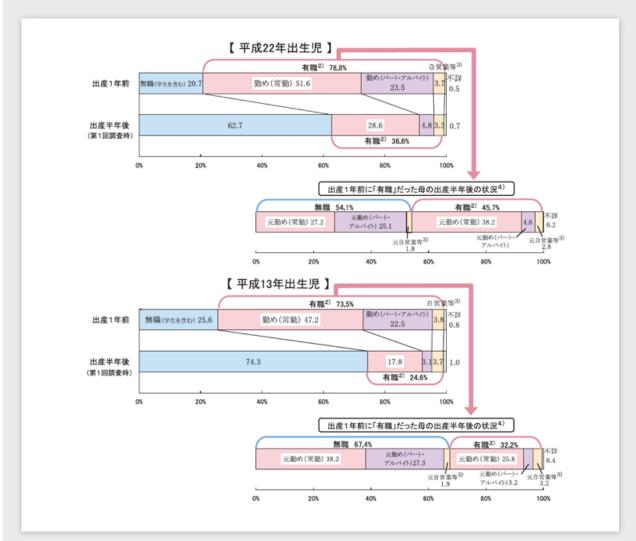
パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者

#### (依然として厳しい女性の就労継続)

女性の就労をめぐる環境をみると、出産1年前に仕事をしていた平成22年出生児の母のうち、出産前後に仕事をやめた母の割合は54.1%となっており、平成13年出生児の母の67.4%から13.3ポイント減少している。

一方、女性の就労意向については、パートや正社員など就労形態は異なるものの、何らかの 形で働きたいという者の割合は86.0%となっている。

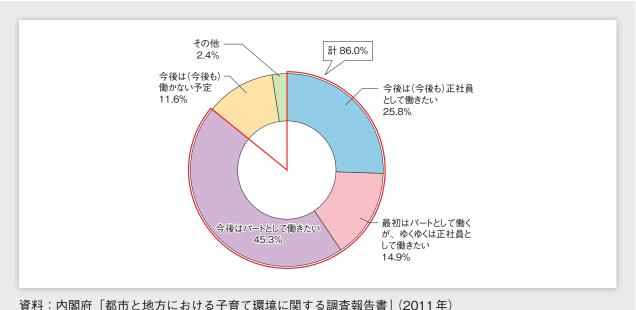
#### 第1-1-11図 きょうだい数1人(本人のみ)の母の出産1年前の就業状況別にみた出産半年後の就業状況



資料:厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」

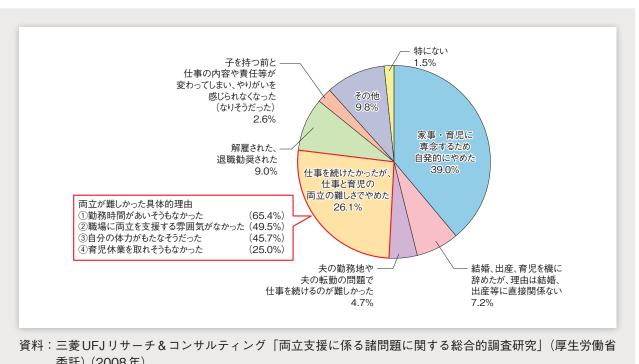
- 注:1) 第1回調査の回答を得た者(総数「平成22年出生児」38,554、「平成13年出生児」47,010)の うち、母と同居、きょうだい数1人(本人のみ)の者(総数「平成22年出生児」18,100、「平成 13年出生児」22,914)をそれぞれ集計している。
  - 2)「有職」には、育児休業中等の休業を含む。
  - 3)「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。
  - 4) 出産1年前に「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者 (総数「平成22年出生児」14,261、「平成13年出生児」16,852) をそれぞれ100として集計し ている。

## 第1-1-12図 妻の就労意向について



資料:内閣府「都市と地方における子育で環境に関する調査報告書」(2011年)

#### 第1-1-13図 妊娠・出産前後に退職した理由



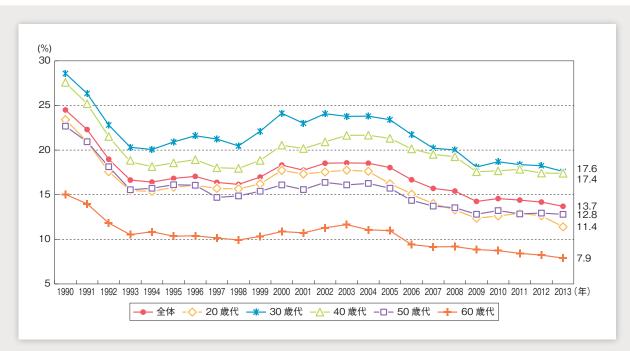
委託)(2008年)

#### (子育で世代の男性の長時間労働)

男性について週60時間以上の長時間労働をしている人は、どの年代においても、2005(平 成17)年以降ほぼ減少傾向にある。しかしながら、子育て期にある30代男性については、

17.6%が週60時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっている。

# 第1-1-14図 年齢別就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合



資料:総務省「労働力調査」

※1 数値は、非農林業就業者(休業者を除く)総数に占める割合。

※2 2011年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果。

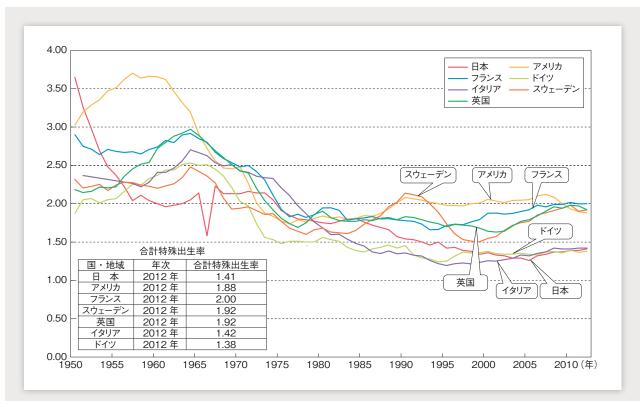
# 5. 諸外国との国際比較

#### (諸外国における出生率の状況)

主な国(アメリカ、フランス、スウェーデン、英国、イタリア、ドイツ)の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代までは、すべての国で2.0以上の水準であった。その後、1970(昭和45)年から1980(昭和55)年頃にかけて、全体として低下傾向となったが、1990(平成2)年頃からは、出生率の動きは国によって特有の動きをみせ、ここ数年では回復する国もみられるようになってきている。

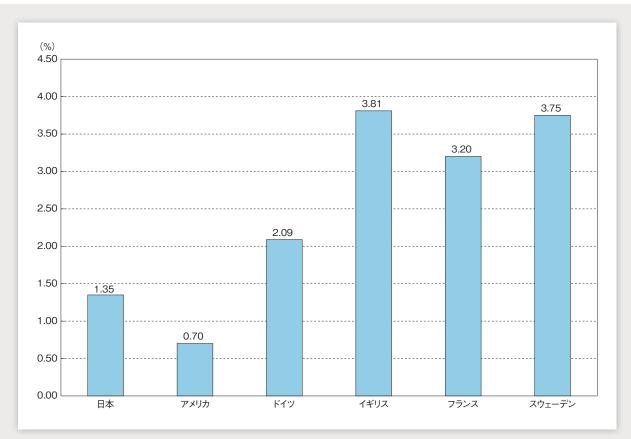
我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は、1.35% (2011年度) となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べておよそ4割程度となっている。

#### 第1-1-15図 主な国の合計特殊出生率の動き (欧米)



資料: ヨーロッパは、1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook"等、1960年以降はOECD Family database (2013年2月更新版) による。ただし、2012年の英国、イタリア、ドイツは各国の政府統計機関。アメリカは、1959年までUnited Nations "Demographic Yearbook"、1960年以降はOECD Family database (2013年2月更新版) による。ただし、2012年はアメリカの政府統計機関。日本は、1959年までは厚生労働省「人口動態統計」、1960年以降はOECD Family database (2013年2月更新版)による。ただし、2012年は厚生労働省「人口動態統計」。

## 第1-1-16図 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較



出典:国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2011年度)

注1:家族…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上

子ども手当(児童手当):給付、児童育成事業費等

社会福祉:特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、保育所運営費

協会健保、組合健保、国保:出産育児諸費、出産育児一時金等各種共済組合:出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付

雇用保険: 育児休業給付、介護休業給付

生活保護:出産扶助、教育扶助

就学援助制度

就学前教育費(OECD Education Databaseより就学前教育費のうち公費)

注2:日本は2011年度、アメリカ、ドイツは2010年度、イギリス、フランス、スウェーデンは2009年度